

令和元年度

# 監査結果報告書

板橋区監査委員事務局

## 監査結果報告（令和元年度）目次

### 1 定期監査

- (1) 政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、選挙管理委員会事務局、  
監査委員事務局及び区議会事務局定期監査結果報告・・・ 2
- (2) 資源環境部、都市整備部及び土木部定期監査結果報告・・・ 4
- (3) 区立小・中学校及び区立幼稚園定期監査結果報告・・・ 5
- (4) 教育委員会事務局定期監査結果報告・・・ 6
- (5) 健康生きがい部及び福祉部定期監査結果報告・・・ 7
- (6) 子ども家庭部定期監査結果報告・・・ 9
- (7) 区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査結果報告・・・ 11

### 2 随時監査等

- (1) 財産監査結果報告・・・ 14
- (2) 財政援助団体等監査結果報告・・・ 16
- (3) 工事監査結果報告（第1回～第4回）・・・ 24
- (4) 指定管理者監査報告結果（新規・継続更新分）・・・ 32
- (5) 特定項目監査結果報告（区施設における減災・防災対策について）・・・ 36

### 3 決算審査結果報告・・・ 48

### 4 健全化判断比率審査結果報告・・・ 52

### 5 行政監査結果報告

- [第1回] 生活困窮者自立支援事業について（概要）・・・ 56
- [第2回] 商店街振興事業について（概要）・・・ 59

### 6 例月出納検査結果報告・・・ 64

# 定期監査

監査対象部局	実施年月日
政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局定期監査	令和元年 6月13日(木) 20日(木)
資源環境部、都市整備部及び土木部定期監査	令和元年 6月24日(月) 25日(火)
区立小・中学校及び区立幼稚園定期監査	令和元年11月14日(木) 15日(金) 22日(金) 25日(月)
教育委員会事務局定期監査	令和元年12月 2日(月) 6日(金)
健康生きがい部及び福祉部定期監査	令和元年12月18日(水) 19日(木) 20日(金)
子ども家庭部定期監査	令和2年 1月 7日(火) 9日(木) 10日(金)
区民文化部、産業経済部及び農業委員会事務局定期監査	令和2年 1月15日(水) 16日(木) 17日(金)

令和元年度 政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、  
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び区議会事務局  
定期監査結果について

1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和元年6月13日(木)	<p>【政策経営部】 政策企画課、財政課</p> <p>【総務部】 総務課、区政情報課（公文書館含む） 男女社会参画課（男女平等推進センター含む）</p> <p>【危機管理室】 防災危機管理課</p> <p>【会計管理室】 会計管理室</p> <p>【選挙管理委員会事務局】 選挙管理委員会事務局</p> <p>【区議会事務局】 区議会事務局</p>
令和元年6月20日(木)	<p>【政策経営部】 経営改革推進課、広聴広報課、いたばし魅力発信担当課、 IT推進課、施設経営課、教育施設担当課</p> <p>【総務部】 人事課、庁舎管理・契約課、課税課、納税課</p> <p>【危機管理室】 地域防災支援課</p> <p>【監査委員事務局】 監査委員事務局</p>

2 監査委員合議年月日

令和元年7月31日（水）

3 実施場所 監査委員室及び各施設

- 4 監査の範囲 （1）平成30年度及び令和元年度（平成31年度）の財務に関する事務  
（2）施設及び備品の管理状況

## 5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 26 年度及び平成 27 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 26 年度行政監査テーマ「プロポーザル方式による契約」の措置結果通知分

※平成 27 年度行政監査テーマ「学校施設補修工事について」の措置結果通知分

## 6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和元年度資源環境部、都市整備部  
及び土木部定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和元年6月24日(月)	<p>【資源環境部】 環境政策課、板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所</p> <p>【都市整備部】 住宅政策課</p> <p>【土木部】 管理課、計画課、板橋土木事務所、南部公園事務所</p>
令和元年6月25日(火)	<p>【資源環境部】 資源循環推進課</p> <p>【都市整備部】 都市計画課、市街地整備課、建築指導課、拠点整備課、 地区整備事業担当課、鉄道立体化推進担当課、 高島平グランドデザイン担当課</p> <p>【土木部】 交通安全課、工事課、みどりと公園課、公園整備担当課</p>

2 監査委員合議年月日

令和元年9月24日(火)

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

4 監査の範囲 (1) 平成30年度及び令和元年度(平成31年度)の財務に関する事務  
(2) 原材料の保管及び施設、備品の管理状況

5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 原材料の保管状況は、適正か。(セメント、塩化カルシウム、角材など)

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 令和元年度区立小・中学校及び区立幼稚園定期監査結果について

### 1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和元年11月14日(木)	上板橋第二小学校、赤塚新町小学校、高島第二小学校、高島幼稚園、加賀中学校、西台中学校、桜川中学校
令和元年11月15日(金)	富士見台小学校、若木小学校、常盤台小学校、徳丸小学校、高島第二中学校
令和元年11月22日(金)	中台小学校、志村坂下小学校、板橋第四小学校、板橋第八小学校、桜川小学校、三園小学校、志村第五中学校、高島第一中学校
令和元年11月25日(月)	北前野小学校、板橋第一小学校、板橋第五小学校、板橋第六小学校、金沢小学校、赤塚小学校、北野小学校

### 2 監査委員合議年月日

令和元年12月26日(木)

### 3 監査実施場所 各小・中学校及び区立幼稚園

### 4 監査の範囲 (1) 平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務 (2) 施設及び備品の管理状況

### 5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、平成30年度及び令和元年度学校令達予算等に基づき計画的、効率的に行われているか。また、支出負担行為等の手続は適正か。
- (2) 各種勤務手当及び旅費の支給は勤務実態に適合しているか。
- (3) 施設及び備品の管理状況は適正か(あいキッズを含む)。

### 6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 令和元年度教育委員会事務局定期監査結果について

### 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和元年12月2日(月) 6日(金)	教育総務課、学務課、指導室、新しい学校づくり課、学校配置調整担当課、生涯学習課、大原生涯学習センター、地域教育力推進課、教育支援センター、中央図書館

### 2 監査委員合議年月日

令和2年1月31日(木)

### 3 監査実施場所

監査委員室及び各施設

### 4 監査の範囲

(1) 平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

### 5 監査の着眼点

(1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

(4) 平成26年度及び平成27年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成26年度第2回行政監査テーマ「就学援助における返還事務の適正化」の措置結果通知分

※平成27年度第3回実施「適正な契約手続の周知・徹底」「履行確認方法の周知・徹底」「小破工事申請方法の周知・徹底」の措置結果通知分

### 6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。



## 令和元年度健康生きがい部及び福祉部定期監査結果について

### 1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和元年12月18日(水)	<b>【健康生きがい部】</b> 介護保険課、後期高齢医療制度課、板橋健康福祉センター、上板橋健康福祉センター、おとしより保健福祉センター、桜川いこいの家、仲宿いこいの家、清水いこいの家、大和いこいの家 <b>【福祉部】</b> 管理課、障がい者福祉課
令和元年12月19日(木)	<b>【健康生きがい部】</b> 国保年金課、赤塚健康福祉センター、志村健康福祉センター、高島平健康福祉センター、西台いこいの家、赤塚いこいの家、備品実査（保健所・板橋健康福祉センター） <b>【福祉部】</b> 赤塚福祉事務所、志村福祉事務所
令和元年12月20日(金)	<b>【健康生きがい部】</b> 長寿社会推進課、健康推進課、生活衛生課、予防対策課 <b>【福祉部】</b> 板橋福祉事務所

### 2 監査委員合議年月日

令和2年3月30日(月)

### 3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

- 4 監査の範囲 (1) 平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務  
(2) 施設及び備品の管理状況

## 5 監査の着眼点

- (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。
- (2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。
- (3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。
- (4) 平成 26・27 年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。

※平成 26 年度第 1 回行政監査テーマ「子どもと母親の健康づくりについて」の措置結果通知分

※平成 27 年度第 2 回行政監査テーマ「障がい者就労援助事業について」の措置結果通知分

## 6 監査の結果

監査期間中に、国民健康保険事業特別会計において、予算に定めのない不適正な予算流用があったことが判明した。

本件は、国民健康保険事業に係る東京都への納付金について、年度当初に計上した予算に不足が生じたため、7月に流用及び支出負担行為の決定を行い、翌8月に一部の支出がなされており、またすでに補正予算により従来科目に繰り戻された事案であることを確認した。

その他の事項については、特に指摘すべき事項は認められなかった。

なお、障がい者福祉課において、以下の点が確認された。

平成 27 年の税・医療システム再構築に伴い改修した「福祉総合システム」の税連携「総所得金額」について取得誤りがあり、「特別障害者手当（国）」、「区心身障害者福祉手当」、「心身障害者医療費助成」、「福祉タクシー券」及び「自動車燃料券」の認定に誤りが生じていたことが判明した。

障がい者福祉課は、適正かつ速やかに、未確定となっている支給金額の確定及び支給を行うとともに、再発防止に取り組むよう求める。

## 令和元年度子ども家庭部定期監査結果報告について

### 1 実施年月日及び監査対象

実施年月日	監査対象
令和2年1月7日(火)	[児童館] 氷川児童館、南板橋児童館、高島平児童館、しらさぎ児童館 [保育園] 仲宿保育園、赤塚保育園、向台保育園、みなみ保育園
令和2年1月9日(木)	[児童館] なります児童館 [保育園] ときわ台保育園、若木保育園、新河岸保育園、高島平つくし保育園、高島平すみれ保育園、高島平けやき保育園、にりんそう保育園
令和2年1月10日(金)	[児童館] 蓮根児童館、東新児童館、南前野児童館、紅梅児童館 [保育園] 蓮根保育園、東新保育園、南前野保育園、紅梅保育園 子ども政策課、保育サービス課、子育て支援施設課、児童相談所設置担当課、子ども家庭支援センター

2 監査委員合議年月日 令和2年2月21日(金)

3 実施場所 監査委員室及び各施設

4 監査の範囲 (1) 平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務

(2) 施設及び備品の管理状況

5 監査の着眼点 (1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。

(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。

(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。

6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

なお、本監査の期間中に、子ども政策課において、以下の点を確認された。

平成 27 年の税・医療システム再構築に伴い改修した「福祉総合システム」の税連携「総所得金額」について取得誤りがあり、「児童扶養手当」、「児童手当」及び「ひとり親家庭等医療費助成」の支給決定金額に誤りが生じていたことが判明した。

子ども政策課は、適正かつ速やかに、未確定となっている医療費助成の助成金額の確定及び支給を行うとともに、再発防止に取り組むよう求める。

令和元年度区民文化部、産業経済部及び  
農業委員会事務局定期監査結果について

1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	監 査 対 象
令和2年1月15日(水)	<p>【区民文化部】 文化・国際交流課、美術館、 板橋地域センター、下板橋駅前集会所、 仲宿地域センター、仲宿集会所、 富士見地域センター、大和集会所、 常盤台地域センター、常盤台集会所</p> <p>【産業経済部】 くらしと観光課、赤塚支所</p> <p>【農業委員会事務局】 農業委員会事務局</p>
令和2年1月16日(木)	<p>【区民文化部】 志村坂上地域センター、志村コミュニティホール、 小豆沢集会所、 蓮根地域センター、ロータスホール、蓮根集会所、 舟渡地域センター、舟渡ホール、 下赤塚地域センター、下赤塚駅前集会所、 徳丸地域センター、きたのホール、徳丸ヶ丘公園内集会所、 志村坂上区民事務所、蓮根区民事務所、下赤塚区民事務所</p> <p>【産業経済部】 いたばし観光センター</p>
令和2年1月17日(金)	<p>【区民文化部】 地域振興課、戸籍住民課、スポーツ振興課、 オリンピック・パラリンピック推進担当課</p> <p>【産業経済部】 産業振興課、産業戦略担当課</p>

2 監査委員合議年月日

令和2年2月21日(金)

3 監査実施場所 監査委員室及び各施設

- 4 監査の範囲 (1) 平成30年度及び令和元年度の財務に関する事務  
(2) 施設及び備品の管理状況
- 5 監査の着眼点  
(1) 歳入・歳出予算の執行は、適正に行われているか。  
(2) 経費は、予算の目的に従い、経済的、効率的及び効果的に執行されているか。  
(3) 施設及び備品の管理は、適正に行われているか。  
(4) 平成27年度行政監査について、提出された措置結果通知どおりに行われているか。  
※平成27年度第1回行政監査テーマ「都市農業について」の措置結果通知分
- 6 監査の結果 特に指摘すべき事項は認められなかった。

# 随時監査等

随 時 監 査	実 施 年 月 日
財産監査	令和元年 5月27日 (月)
財政援助団体等監査	令和元年 9月 2日 (月)
	4日 (水)
	5日 (木)
	6日 (金)
	9日 (月)
	10日 (火)
11日 (水)	
第1回工事監査 (土木)	令和元年11月 1日 (金)
第2回工事監査 (建築)	18日 (月)
第3回工事監査 (建築)	令和2年 1月27日 (月)
第4回工事監査 (建築)	2月 7日 (金)
指定管理者監査 (新規分)	令和元年12月13日 (金)
指定管理者監査 (継続更新分)	10月 3日 (木)
	10日 (木)
特定項目監査 (区施設における減災・防災対策について)	平成31年4月1日 (月) ~ 令和2年3月30日 (月)

## 令和元年度財産監査結果報告について

- 1 監査実施年月日  
令和元年5月27日(月)
- 2 監査委員合議年月日  
令和元年6月28日(金)
- 3 監査対象及び実施場所

監 査 対 象		実 施 場 所	
本 審 査	公有財産	政策経営部政策企画課	監 査 委 員 室
	物品	会計管理室	
	債権	政策経営部政策企画課 健康生きがい部介護保険課 健康生きがい部国保年金課 福祉部管理課 都市整備部住宅政策課	
	基金	政策経営部財政課 会計管理室	
備 品 実 査	区役所本庁舎 北館5階から10階の各課 南館5階から6階の各課 情報処理センター 3階から10階の各課	対 象 課	
現 場 監 査	公有財産	【普通財産】 政策経営部政策企画課	旧職員住宅（新河岸寮） 高島平八丁目31番1（地番） ほか1筆
		【行政財産】 都市整備部市街地整備課	大谷口一丁目・主要生活道路拡 幅整備事業用地 大谷口一丁目20番31（地番） ほか6筆



#### 4 監査の範囲

平成30年度及び令和元年度の公有財産、物品、債権についての取得、管理及び処分、基金の管理、運用に関すること。

#### 5 監査の着眼点

##### (1) 公有財産

- ① 財産の取得及び処分は適正に行われているか。
- ② 財産台帳が整備され、事務処理が適正に行われているか。
- ③ 財産の貸付は法令に従って処理され、管理は適正に行われているか。
- ④ 財産の保全、活用、維持管理は適正に行われているか。

##### (2) 物 品

- ① 物品の在庫管理及び整理活用は適正に行われているか。
- ② 物品の管理、不用品の処分は適正に行われているか。

##### (3) 債 権

- ① 債権の管理は適正に行われているか。
- ② 保全、督促等の事務処理は積極的かつ適法に行われているか。

##### (4) 基 金

- ① 基金の設置目的に従って確実かつ効率的に運用されているか。
- ② 管理は適正に行われているか。

#### 6 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

令和元年度 財政援助団体等監査（政務活動費を除く）結果について

1 監査実施年月日

令和元年9月2日（月）、4日（水）、6日（金）、9日（月）、10日（火）、11日（水）

2 監査対象

(1) 出資団体

No.	団体名	補助金名	所管課
1	板橋区土地開発公社	(交付なし)	政策企画課
2	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団（※）	公益財団法人板橋区文化・国際交流財団補助金	文化・国際交流課
3	公益財団法人植村記念財団（※）	公益財団法人植村記念財団補助金	スポーツ振興課
4	公益財団法人板橋区産業振興公社（※）	公益財団法人板橋区産業振興公社事業費補助金	産業振興課

※印の3団体については補助金交付と重複する団体

(2) 補助金交付団体等

No.	交付先	施設名等	補助金名	所管課
1	蓮根中央商店会		板橋区地域における見守り活動支援事業に対する補助金	防災危機管理課
2	板橋区商店街連合会		商店街活性化支援事業補助金	産業振興課
3	赤塚一番通り商店街振興組合		にぎわいのあるまちづくり事業補助金（活性化事業）	産業振興課
4	中板橋商店街振興組合	魚津市アンテナショップ「うおづや」、中板橋デイサービスセンター	空き店舗ルネッサンス事業補助金	産業振興課
5	新光株式会社		板橋区先端的なものづくり企業誘致助成金	産業振興課
6	公益社団法人板橋区シルバー人材センター		公益社団法人板橋区シルバー人材センター補助金	長寿社会推進課

No.	交付先	施設名等	補助金名	所管課
7	社会福祉法人平成記念会	都市型軽費老人ホームケアハウス板橋	板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金	介護保険課
		グループホーム板橋	板橋区認知症高齢者グループホーム整備費補助金	介護保険課
		グループホーム板橋	板橋区地域密着型サービス等整備費補助金	介護保険課
8	社会福祉法人隆徳会	サニーヒル板橋	板橋区都市型軽費老人ホーム整備費補助金	介護保険課
9	社会福祉法人にりん草	おおやま福祉作業所	板橋区障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金	障がい者福祉課
		とくまる福祉作業所	板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	障がい者福祉課
		まえの福祉作業所	板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	障がい者福祉課
		おおやま福祉作業所	板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	障がい者福祉課
		はすね福祉作業所	板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	障がい者福祉課
10	特定非営利活動法人アドボケイト会	リトルハウス	板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	障がい者福祉課
		リトルハウス	板橋区障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金	障がい者福祉課
11	特定非営利活動法人いたばし	ひあしんす城北	板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	障がい者福祉課
		ひあしんす城北	板橋区障がい福祉サービス事業に係る施設借上補助金	障がい者福祉課
12	社会福祉法人どろんこ会	板橋仲町どろんこ保育園	板橋区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金	保育サービス課

No.	交付先	施設名等	補助金名	所管課
13	社会福祉法人七生会	栄町保育園	板橋区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事 業補助金	保 育 サ ー ビ ス 課
14	HybridMom 株式会社	ハッピーママ成増	板橋区認証保育所運 営費補助金	保 育 サ ー ビ ス 課
		ハッピーママ成増	板橋区保育士等キャ リアアップ補助金	保 育 サ ー ビ ス 課
15	学校法人渡辺学園	東京家政大学ナース リールーム	板橋区保育室助成金	保 育 サ ー ビ ス 課
		事業所内保育所東京 家政大学ナースリー ルーム	事業所内保育事業支 援事業補助金	子 育 て 支 援 施 設 課
16	学校法人渡辺学園	東京家政大学附属み どりヶ丘幼稚園	板橋区民間保育所等 整備費補助金	子 育 て 支 援 施 設 課
		東京家政大学附属み どりヶ丘幼稚園	認定こども園施設整 備補助金	学 務 課
17	ミアヘルサ株式会社 (旧) 株式会社日本 生科学研究所	日生板橋区役所前保 育園ひびき	板橋区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事 業補助金	保 育 サ ー ビ ス 課
		日生中板橋保育園ひ びき	板橋区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事 業補助金	保 育 サ ー ビ ス 課
		日生中板橋保育園ひ びき	板橋区保育士等キャ リアアップ補助金	保 育 サ ー ビ ス 課
		日生あずさわ保育園 ひびき	板橋区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事 業補助金	保 育 サ ー ビ ス 課
		日生板橋区役所前保 育園ひびき	板橋区保育サービス 推進費補助金	保 育 サ ー ビ ス 課
18	株式会社ベネッセス タイルケア	ベネッセ板橋三丁目	板橋区保育士等キャ リアアップ補助金	保 育 サ ー ビ ス 課
		ベネッセ前野町保育 園	板橋区保育サービス 推進費補助金	保 育 サ ー ビ ス 課
19	ライクアカデミー株 式会社	にじいろ保育園中板 橋	板橋区保育士等キャ リアアップ補助金	保 育 サ ー ビ ス 課
		にじいろ保育園蓮根	板橋区保育士等キャ リアアップ補助金	保 育 サ ー ビ ス 課
		にじいろ保育園板橋 二丁目	板橋区私立保育所施 設設置経費助成金	子 育 て 支 援 施 設 課

No.	交付先	施設名等	補助金名	所管課
20	株式会社日本保育サービス	アスク上板橋保育園	板橋区保育サービス推進費補助金	保育サービス課
21	株式会社テクノ・コーポレーション	ほっぺるランド成増	板橋区保育サービス推進費補助金	保育サービス課
22	株式会社ワコム	エンゼルベア・ナーサリー大山	板橋区認証保育所運営費補助金	保育サービス課
		エンゼルベア・ナーサリー上板橋	板橋区認証保育所運営費補助金	保育サービス課
		エンゼルベア・ナーサリー上板橋	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
23	株式会社さくらさくみらい (旧)株式会社ブロッサム	さくらさくみらい本町	板橋区保育士等キャリアアップ補助金	保育サービス課
		さくらさくみらい本町	板橋区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金	保育サービス課
		さくらさくみらい中板橋	板橋区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金	保育サービス課
		さくらさくみらい蓮根	板橋区私立保育所施設設置経費助成金	子育て支援施設課
24	東京建物キッズ株式会社	小規模保育園おはよう保育園大山西町	小規模保育所開設準備経費補助金	子育て支援施設課
25	ぬくもりのおうち保育株式会社	ぬくもりのおうち保育蓮根小規模保育園	小規模保育所開設準備経費補助金	子育て支援施設課
26	株式会社学研ココファン・ナーサリー	ココファン・ナーサリー志村坂上	板橋区私立保育所施設設置経費助成金	子育て支援施設課
27	社会福祉法人わかたけ会	わかたけ第二保育園	板橋区民間保育所等整備費補助金	子育て支援施設課
28	ニューライフ志村坂上管理組合	ニューライフ志村坂上	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修工事助成金	市街地整備課
29	小松 みどり	赤塚幼稚園	板橋区一時預かり事業(幼稚園型)補助金	学務課

(3) 補助金所管課

No.	所管課	財政援助項目
1	地域振興課	板橋区コミュニティ活性化事業補助金
2	保育サービス課	板橋区認証保育所運営費等補助金ほか
3	障がい者福祉課	板橋区障がい者日中活動系サービス推進事業補助金ほか

3 監査委員合議年月日

令和元年 10 月 28 日 (月)

4 監査実施場所

監査委員室又は各団体の施設

5 監査の範囲

(1) 財務関係事務全般 (出資団体)

(2) 平成 30 年度に区から交付された補助金の出納その他の事務 (補助金交付団体等)

6 監査の着眼点

出資団体	<p>(1) 所管課</p> <p>① 団体に対する指導監督は適切に行われているか。</p> <p>(2) 団体</p> <p>① 設立目的に沿った事業運営は適切に行われているか。</p> <p>② 経営成績及び財政状況は良好か。</p> <p>③ 資金の運用は適切か。</p> <p>④ 関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備、保存は適正か。</p>
補助金交付 団体等	<p>(1) 所管課</p> <p>① 補助金の交付条件は適切か。また、補助金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。</p> <p>② 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。</p> <p>(2) 団体</p> <p>① 交付目的に適合した事業を実施しているか。</p> <p>② 交付された補助金を他の目的に流用していないか。</p> <p>③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備、保存は適正か。</p> <p>④ 団体における会計経理は適正か、計数に誤りはないか。</p>

## 7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、以下の意見を付す。

補助金等の支出を行う所管課は、補助金交付団体等が提出する実績報告書の内容を十分に精査し、必要に応じて現場確認・立入調査を実施するなど、補助目的の達成及び適正な事務執行に努める必要がある。

## 令和元年度財政援助団体等監査（政務活動費）結果について

### 1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	団体名等
令和元年9月5日(木)、9日(月)	板橋区議会自由民主党議員団
	板橋区議会公明党
	日本共産党板橋区議会議員団
	橋本 祐幸
	高橋 正憲
	松島 道昌
	長瀬 達也
	五十嵐 やす子
	南雲 由子
	おなだか 勝
	佐藤 としのぶ
	中妻 じょうた
	高沢 一基
	井上 温子
松崎 いたる	

### 2 監査委員合議年月日

令和元年10月28日(月)

### 3 監査委員の除斥

政務活動費の監査については、議員選出委員は、地方自治法第199条の2の規定に基づき関与していない。

### 4 監査実施場所

監査委員室

### 5 監査の範囲

平成30年4月から平成31年4月までに区から交付された補助金の出納その他の事務



## 6 監査の着眼点

補助金交付 団体等	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 所管課<ul style="list-style-type: none"><li>① 補助金の交付条件は適切か。また、補助金額の算定、交付方法、時期及び手続きは適正か。</li><li>② 団体に対する指揮監督は適切に行われているか。</li></ul></li><li>(2) 団体<ul style="list-style-type: none"><li>① 交付目的に適合した事業を実施しているか。</li><li>② 交付された補助金を他の目的に流用していないか。</li><li>③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正か。また、証拠書類の整備、保存は適正か。</li><li>④ 団体における会計経理は適正か、計数に誤りはないか。</li></ul></li></ul>
--------------	--

## 7 監査の結果

板橋区政務活動費の交付に関する条例、同施行規則及び「板橋区政務活動費会計事務の手引き（平成30年4月区議会事務局発行）」に基づき、また、「政務活動費の手引き（平成31年4月板橋区議会発行）」を参考に、平成30年度及び平成31年4月に交付された政務活動費について、提出された帳簿、証拠書類、専用口座の通帳を確認の上、監査した結果、特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 令和元年度第1回工事監査(土木)結果について

### 1 監査実施年月日

令和元年11月1日(金)

### 2 監査対象

- (1) 工事件名 小豆沢公園再整備工事
- (2) 場 所 板橋区小豆沢三丁目1番1号
- (3) 請負金額 566,676,000円
- (4) 工 期 平成30年10月17日～令和2年5月29日
- (5) 請負会社 西武造園株式会社 東日本統括支店
- (6) 進捗率 26.2% (監査実施日現在)

### 3 対 象 課

土木部みどりと公園課及び公園整備担当課

### 4 監査委員合議年月日

令和元年12月26日(木)

### 5 実施場所

監査委員室及び工事施工場所

### 6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査委員への報告を行い、監査資料とした。
- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

### 7 監査の範囲

- (1) 工事に係る起工図書等
- (2) 施工状況

## 8 監査の着眼点

- (1) 計 画 工事の計画は妥当か。
- (2) 設 計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
- (3) 積 算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契 約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
- (5) 施 工
  - ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
  - ② 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
  - ③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録及び提出書類等は的確に整備・保存されているか。
  - ④ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。
  - ⑤ 騒音・振動及び交通等の環境に対する配慮は、適切に行われているか。

## 9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 令和元年度第2回工事監査(建築)結果について

### 1 監査実施年月日

令和元年11月18日(月)

### 2 監査対象

- (1) 工事件名 区立東板橋公園内こども動物園改築工事
- (2) 場 所 板橋区板橋三丁目50番1号
- (3) 請負金額 407,052,000円(契約変更後)  
404,352,000円(契約変更前)
- (4) 工 期 平成31年3月2日～令和2年3月13日
- (5) 請負会社 株式会社古川工務店
- (6) 進捗率 37.0%(監査実施日現在)

[付帯工事]

工事件名	請負会社	請負金額(円)	工期	進捗率
電気設備 工事	有限会社 本橋電気	(契約変更後) 53,773,500 (契約変更前) 53,054,100	平成31年4月11日から 令和2年3月13日まで	14.0%
機械設備 工事	株式会社 鹿沼工務店	65,395,000	平成31年4月11日から 令和2年3月13日まで	12.0%

### 3 対 象 課

政策経営部施設経営課

### 4 監査委員合議年月日

令和元年12月26日(木)

### 5 実 施 場 所

監査委員室及び工事施工場所

## 6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査委員への報告を行い、監査資料とした。
- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

## 7 監査の範囲

- (1) 工事に係る起工図書等
- (2) 施工状況

## 8 監査の着眼点

- (1) 計 画 工事の計画は妥当か。
- (2) 設 計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
- (3) 積 算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契 約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
- (5) 施 工
  - ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
  - ② 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
  - ③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録及び提出書類等は的確に整備・保存されているか。
  - ④ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。
  - ⑤ 騒音・振動及び交通等の環境に対する配慮は、適切に行われているか。

## 9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

ただし、以下の意見を付す。

本施設は相当の工事費をかけた特殊な施設であり、特に草屋根については、他に同様の事例が少ないことから、完成後の施設の維持管理については、作業の安全性、経費の抑制等に十分配慮するとともに、施設建設における環境配慮、設計上の工夫について区民及び来園者に十分な説明を行うことが必要である。

## 令和元年度第3回工事監査(建築)結果について

### 1 監査実施年月日

令和2年1月27日(月)

### 2 監査対象

- (1) 工事件名 区立高島平少年サッカー場人工芝改修その他工事
- (2) 場 所 板橋区高島平二丁目24番1号
- (3) 請負金額 158,796,000円
- (4) 工 期 令和元年7月26日～令和2年2月28日(変更前)  
令和元年7月26日～令和2年3月13日(変更後)
- (5) 請負会社 スポーツ施設株式会社
- (6) 進捗率 90.0%(監査実施日現在)

### 3 対 象 課

政策経営部施設経営課

### 4 監査委員合議年月日

令和2年2月21日(金)

### 5 実施場所

監査委員室及び工事施工場所

### 6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査委員への報告を行い、監査資料とした。
- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

## 7 監査の範囲

- (1) 工事に係る起工図書等
- (2) 施工状況

## 8 監査の着眼点

- (1) 計 画 工事の計画は妥当か。
- (2) 設 計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
- (3) 積 算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契 約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
- (5) 施 工
  - ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
  - ② 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
  - ③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録及び提出書類等は的確に整備・保存されているか。
  - ④ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。
  - ⑤ 騒音・振動及び交通等の環境に対する配慮は、適切に行われているか。

## 9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 令和元年度第4回工事監査(建築)結果について

### 1 監査実施年月日

令和2年2月7日(金)

### 2 監査対象

- (1) 工事件名 区立板橋第十小学校改築工事
- (2) 場 所 板橋区大谷口上町43番1号
- (3) 請負金額 2,815,819,200円(契約変更後)  
2,796,120,000円(契約変更前)
- (4) 工 期 平成30年6月21日～令和4年1月31日
- (5) 請負会社 共立・山生建設共同企業体
- (6) 進捗率 38.0%(監査実施日現在)

[付帯工事]

工事件名	請負会社	請負金額(円)	工期	進捗率
電気設備工事	渡部・光栄建設共同企業体	353,916,000	平成30年10月17日から 令和4年1月31日まで	18.0
給排水衛生ガス設備工事	桶川・榎本建設共同企業体	(契約変更後) 231,129,000 (契約変更前) 230,040,000	平成30年10月17日から 令和4年1月31日まで	15.0
冷暖房換気設備工事	大三島・城北設備建設共同企業体	(契約変更後) 360,230,000 (契約変更前) 345,600,000	平成30年10月17日から 令和2年9月30日まで	21.0
昇降機設備工事	三精テクノロジーズ株式会社東京支店	21,978,000	令和元年6月7日から 令和2年9月30日まで	—

### 3 対象課

政策経営部施設経営課



#### 4 監査委員合議年月日

令和2年3月30日（月）

#### 5 実施場所

監査委員室及び工事施工場所

#### 6 監査実施方法

- (1) 専門技術的事項について、技術士による調査を実施し、監査委員への報告を行い、監査資料とした。
- (2) 監査資料に基づき、対象課から説明を聴取し、質疑を行うとともに、工事施工場所において関係職員・請負会社の立会いを求め、現場実査を行った。

#### 7 監査の範囲

- (1) 工事に係る起工図書等
- (2) 施工状況

#### 8 監査の着眼点

- (1) 計 画 工事の計画は妥当か。
- (2) 設 計 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。
- (3) 積 算 数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契 約 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証金、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。
- (5) 施 工
  - ① 法令等を遵守し、設計図書のとおり施工されているか。
  - ② 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
  - ③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録及び提出書類等は的確に整備・保存されているか。
  - ④ 関連工事との連絡調整は適切に行われているか。
  - ⑤ 騒音・振動及び交通等の環境に対する配慮は、適切に行われているか。

#### 9 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 令和元年度指定管理者監査（新規分）結果について

- 1 監査実施年月日 令和元年 12 月 13 日(金)
  
- 2 監査対象
  - (1) 施設 氷川図書館、東板橋図書館、小茂根図書館
  - (2) 指定管理者 ナカバヤシ株式会社東京本社
  - (3) 所管課 教育委員会事務局中央図書館
  
- 3 監査委員合議年月日  
令和 2 年 2 月 21 日（金）
  
- 4 監査実施場所 監査委員室及び氷川図書館
  
- 5 監査の範囲
  - (1) 指定管理者  
平成 30 年度施設管理業務に関する出納その他の事務の執行  
(施設及び備品の管理状況を含む)
  - (2) 所管課  
平成 30 年度指定管理施設の指定管理者に関する財務事務  
(施設及び備品の管理状況を含む)
  
- 6 監査の着眼点
  - (1) 所管課
    - ① 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
    - ② 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
    - ③ 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
    - ④ 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。
  - (2) 指定管理者
    - ① 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
      - ア 施設管理業務の実施状況
      - イ 施設の利用状況
      - ウ 事故防止、安全確保への配慮

- ② 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- ③ 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- ④ 施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
  - ア 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
  - イ 証拠書類の整備・保存は適正か。

## 7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

## 令和元年度指定管理者監査（継続更新分）結果について

1 監査実施年月日 令和元年10月3日(木)、10日(木)

2 監査対象

所 管 課	対 象 施 設	指 定 管 理 者
健 康 生 き が い 部 介 護 保 険 課	いずみの苑	社会福祉法人 東京援護協会
	蓮根高齢者在宅 サービスセンター	
	前野高齢者在宅 サービスセンター	
福 祉 部 障 が い 者 福 祉 課	徳丸福祉園	社会福祉法人 大泉旭出学園
	高島平福祉園	社会福祉法人 東京援護協会
	蓮根福祉園	
	前野福祉園	
	小豆沢福祉園	
	三園福祉園	

所管課のみヒアリング実施

3 監査委員合議年月日

令和元年11月27日(水)

4 監査実施場所 監査委員室

5 監査の範囲

平成30年度各指定管理施設の指定管理者に関する財務事務

## 6 監査の着眼点

- (1) 指定管理者の選定は、適正かつ公正に行われているか。
- (2) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (3) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (4) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続等は適正か。

## 7 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

# 令和元年度 特定項目監査結果報告について

## 第1 監査実施概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく監査

### 2 監査テーマ

「区施設における減災・防災対策について」

### 3 監査テーマ設定の趣旨

区施設は、不特定多数の人が利用するため、災害時・緊急時に際し、様々な対応が求められている。

火災や地震等の災害発生時に、施設利用者の十分な安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、初動体制の整備や職員の危機管理意識の向上等、日頃からの準備が大切であり、不測の事態が発生した時に少しでも被害を食い止める対応がなされる必要がある。

そのため、今年度は「区施設における減災・防災対策について」を監査のテーマとし、区施設利用者に対する安全は確保されているか、施設の設備管理は適切に行われているか、また、災害の備えは十分に図られているか等について検証を行った。

### 4 監査の着眼点

- (1) 来庁者に対する安全は確保されているか。
- (2) 施設の設備管理は適切に行われているか。また災害の備えは十分に図られているか。
- (3) 指定管理者等が管理する施設において、事業者に対する指導・監督は適切に行われているか。

## 5 監査対象及び監査方法

- (1) 監査対象の課、施設の一部に対し、調書の提出を求め、定期監査の際に監査委員が聴取・実地監査を行った。

(全 122 施設 資料 1 「特定項目監査対象施設一覧」参照)

- (2) 令和 2 年 1 月 31 日 (金) 危機管理室防災危機管理課及び地域防災支援課に対し、聴取を行った。

## 6 監査実施期間

平成 31 年 4 月 1 日 (月) から令和 2 年 3 月 30 日 (月) まで

## 第2 監査結果

### 1 来庁者に対する安全は確保されているか。

#### (1) 転倒防止・落下防止対策

今回監査対象としたすべての区施設（122 施設）は、「物品の転倒防止・落下防止対策を講じている」としている。しかし、実地監査を行ったところ、以下のとおり対策が講じられていない施設が複数見受けられた。

- ・書棚等、転倒防止対策を行っていない。
- ・ガラス飛散防止フィルムが貼られていない。
- ・高い位置に重い物品等が保管されており、落下の危険性がある。
- ・収納棚の扉にストッパーがなく、収納物が飛び出す危険性がある。

#### (2) 避難経路の確保、整理整頓

「通路や廊下、非常階段等に障害物がなく、避難経路が確保されているか」「共用スペースや事務室内などは災害発生時に危険がないように整理されているか」については、すべての施設が「対応している」としている。

しかし、実地監査を行ったところ、「収納スペースが確保できない」との理由で廊下や階段に物品が置かれている状況が見受けられた。

#### (3) 防災訓練

「過去1年間に防災訓練を行ったか」については、120 施設が年1回以上の防災訓練を実施していた。しかし、2 施設では訓練が実施されていなかった。理由は、「業務と防災訓練の時間調整が困難なためマニュアルの確認にとどまっている」「少人数職場で区民利用がないため訓練をしなかった」との回答であった。

防災訓練の参加者については、「職員だけの訓練」が最も多く、次に「児童生徒及び保護者との合同訓練」であった。「町会など地元住民との合同訓練」と「施設利用者や委託事業者等との合同訓練」を行っているのは、3割未満



であった。

学校・幼稚園・保育園では、教育課程・保育課程で位置づけられている避難訓練を毎月実施している。訓練内容は、火災・地震・水害・不審者等、様々な事態を想定し、保護者参加の訓練も併せて実施している。

また、非常時の通報訓練は、「放送設備等を使用してアナウンスをする」が多く、「職員がメガホン等で施設内に呼びかけ回る」「教員同士がトランシーバーで連絡をとる」であった。障がい者や要支援児、外国人に対する情報伝達は、施設により取組状況に差があった。

---

#### 【意見】

- 施設内の転倒防止・落下防止対策では、総点検を行い、来庁者及び職員の安全、避難経路の確保を徹底する必要がある。
- 防災訓練は、職員だけでなく、各施設利用者や清掃等委託事業者の協力を得て、計画的・定期的を実施することが望ましい。
- 障がい者や要支援児、外国人の安全を確保するための災害時の情報伝達の方法及び避難手順等について、検討する必要がある。

## 2 施設の設備管理は適切に行われているか。また災害の備えは十分に図られているか。

### (1) 防火管理者、設備点検

消防法第8条の規定による防火管理者の設置状況は、表1のとおりであった。

表1 防火管理者設置状況

区分	施設数	割合
設置している	107	87.7%
設置していない	0	0%
複合施設のため、他部署が対象	15	12.3%

消防設備点検は、すべての施設が行っており、点検結果は所管課に報告されていた。しかし、実地監査を行ったところ、「火災報知器の発報場所の特定ができない」施設があった。

複合施設内の防災に関する役割分担については、「明確にしている」との回答が多くあったが、各施設間での打合せや情報共有が定期的に行われていない施設や、構造上、施設間の行き来ができず、非常放送が届かない施設も見受けられた。

### (2) 備蓄物資

施設における備蓄物資（利用者分）の状況を確認したところ、板橋区地域防災計画上の避難所には、危機管理室が備蓄物資を配備しているが、避難所以外の健康福祉センターや区民事務所、地域センター、区立幼稚園などには、備蓄物資がなかった。

一方、あいキッズや保育園などは、児童が帰宅困難になった場合を想定し、児童1日分程度の食糧を備えている施設も複数見受けられた。

<良い取組事例>

- ◇ 災害時に慌てないためのチェックリストや、写真や図解を用いた独自のマニュアルを作成している。(向台保育園)
- ◇ 上履きを履かない保育園では、玄関以外から外に避難する場合を想定し、子どもたちの靴置き場を複数か所設けている。(高島平すみれ保育園)
- ◇ 複数の区立保育園で、要支援児対応が担任以外でも可能なように、園児ごとの「アクションカード」を作成する取組が見受けられた。

---

**【意見】**

- 各施設では、施設点検のチェックリストやマニュアルを作成・共有し、職員の防災意識を高める必要がある。
- 複合施設内の各責任者は、日頃から、災害時の対応について情報交換を緊密に行う必要がある。
- 各施設は、施設利用者の状況に応じた物資の備蓄について検討する必要がある。

### 3 指定管理者等が管理する施設において、事業者に対する指導・監督は適切に行われているか。

#### (1) 指定管理者、委託事業者（資料2「指定管理者等施設一覧」参照）

指定管理者や委託事業者を所管する課に対し、「事業者の防災対策について定期的に指導・監督し、施設の状況を把握しているか」を確認したところ、すべての課が「把握している」とし、すべての施設でマニュアルを作成していた。

防災マニュアル作成主体については、表2のとおりである。

表2 防災マニュアル作成主体

区分	施設数	割合
区が作成している	55	45.4%
事業者が作成している	60	49.6%
区と事業者で共同作成している	6	5.0%

事業者が作成するマニュアル内容に対して、指導助言している所管課は少なかった。事業者と締結している基本協定書や委託仕様書を確認したところ、災害時のリスク分担については「別途協議」との記述が多く、具体的な記述は見受けられなかった。

#### (2) 事業者が運営に携わる施設の实地監査

（あいキッズ20施設、地域センター9施設、集会所8施設、いこいの家6施設、児童館9施設）

实地監査を行ったところ、集会所やいこいの家では、転倒防止・落下防止対策が不十分な施設が見受けられた。防止対策については、所管課が行うべきか、事業者が行うべきか協定書や委託仕様書上不明確なものが見受けられた。

また、あいキッズのように同種の施設でも事業者が異なると、災害時の備蓄への取組が施設によって異なっていた。

「所管課は事業者が実施する防災訓練に参加しているか」について確認したところ、参加していないとの回答が多かった。

---

#### 【意見】

- 所管課が事業者と協定または契約を締結する際は、施設の減災・防災対策に関する具体的な事項についても協議することが必要である。
- 所管課は、指定管理施設や委託施設の実態を把握し、事業者との連携を深め、現場に即した防災マニュアルや防災体制を構築する必要がある。

### 第3 総括意見

火災や地震、集中豪雨等の発生に備え、区施設内の来庁者や利用者の安全を確保するとともに、施設の設備の安全性に万全の備えを行うことは、区の責務である。

以上のことを踏まえて、総括意見を述べる。

すべての施設に共通した安全対策が講じられるとともに、各施設の特徴や利用者の状況に即した減災・防災対策を検討することが重要である。

殊に、高齢者、障がい者や子どもなど、災害時の避難に支援を要する利用者が多い施設においては、特段の配慮が求められる。

また、外国人の避難誘導には、やさしい日本語、または多言語による案内について早急に準備する必要がある。

指定管理者や委託事業者によって管理運営されている施設にあっては、災害時等の対応や防災訓練の実施、備蓄品の準備など、具体的な事項について、あらかじめ文書により合意し、担当部署による指導監督を徹底することが望ましい。

施設の管理運営については、事業者任せきりにすることなく、適宜、所管課のチェックが行われることが必要である。

なお、風水害を想定した対応について、特にハザードマップにおいて浸水被害が想定される施設の災害対応マニュアルの整備については、危機管理室を中心として、早急な対策を講じられるよう求める。

特定項目監査対象施設一覧

資料 1

No.	施設名	施設を管理又は所管する所属	運営主体		No.	施設名	施設を管理又は所管する所属	運営主体	
			直営	その他				直営	その他
1	本庁舎	庁舎管理・契約課	●		62	新河岸保育園	保育サービス課	●	
2	公文書館	区政情報課	●		63	南前野保育園	保育サービス課	●	
3	板橋地域センター	地域振興課	●		64	紅梅保育園	保育サービス課	●	
4	仲宿地域センター	地域振興課	●		65	高島平つくし保育園	保育サービス課	●	
5	富士見地域センター	地域振興課	●		66	高島平すみれ保育園	保育サービス課	●	
6	常盤台地域センター	地域振興課	●		67	高島平けやき保育園	保育サービス課	●	
7	志村坂上地域センター	地域振興課	●		68	にりんそう保育園	保育サービス課		●
8	蓮根地域センター	地域振興課	●		69	子ども家庭支援センター		●	
9	舟渡地域センター	地域振興課	●		70	板橋東清掃事務所		●	
10	下赤塚地域センター	地域振興課	●		71	板橋西清掃事務所		●	
11	徳丸地域センター	地域振興課	●		72	板橋土木事務所	工事課	●	
12	志村コミュニティホール	地域振興課	●		73	南部公園事務所	みどりと公園課	●	
13	ロータスホール	地域振興課	●		74	中台小学校		●	
14	舟渡ホール	地域振興課	●		75	富士見台小学校		●	
15	きたのホール	地域振興課	●		76	志村坂下小学校		●	
16	下板橋駅前集会所	地域振興課		●	77	北前野小学校		●	
17	仲宿集会所	地域振興課		●	78	若木小学校		●	
18	大和集会所	地域振興課		●	79	板橋第一小学校		●	
19	常盤台集会所	地域振興課		●	80	板橋第四小学校		●	
20	小豆沢集会所	地域振興課		●	81	板橋第五小学校		●	
21	蓮根集会所	地域振興課		●	82	板橋第六小学校		●	
22	下赤塚駅前集会所	地域振興課		●	83	板橋第八小学校		●	
23	徳丸ヶ丘公園内集会所	地域振興課		●	84	金沢小学校		●	
24	志村坂上区民事務所	戸籍住民課	●		85	上板橋第二小学校		●	
25	蓮根区民事務所	戸籍住民課	●		86	常盤台小学校		●	
26	下赤塚区民事務所	戸籍住民課	●		87	桜川小学校		●	
27	美術館	文化・国際交流課	●		88	赤塚小学校		●	
28	いたばし観光センター	くらしと観光課	●		89	赤塚新町小学校		●	
29	赤塚支所		●		90	北野小学校		●	
30	西台いこいの家	長寿社会推進課		●	91	徳丸小学校		●	
31	桜川いこいの家	長寿社会推進課		●	92	三園小学校		●	
32	仲宿いこいの家	長寿社会推進課		●	93	高島第二小学校		●	
33	清水いこいの家	長寿社会推進課		●	94	加賀中学校		●	
34	大和いこいの家	長寿社会推進課		●	95	志村第五中学校		●	
35	赤塚いこいの家	長寿社会推進課		●	96	西台中学校		●	
36	板橋健康福祉センター		●		97	桜川中学校		●	
37	上板橋健康福祉センター		●		98	高島第一中学校		●	
38	赤塚健康福祉センター		●		99	高島第二中学校		●	
39	志村健康福祉センター		●		100	高島幼稚園	学務課	●	
40	高島平健康福祉センター		●		101	大原生涯学習センター	生涯学習課	●	
41	おとしより保健福祉センター		●		102	中台小あいキッズ	地域教育力推進課		●
42	板橋福祉事務所		●		103	富士見台小あいキッズ	地域教育力推進課		●
43	赤塚福祉事務所		●		104	志村坂下小あいキッズ	地域教育力推進課		●
44	志村福祉事務所		●		105	北前野小あいキッズ	地域教育力推進課		●
45	蓮根児童館	子ども政策課	●		106	若木小あいキッズ	地域教育力推進課		●
46	東新児童館	子ども政策課	●		107	板橋第一小あいキッズ	地域教育力推進課		●
47	南前野児童館	子ども政策課	●		108	板橋第四小あいキッズ	地域教育力推進課		●
48	紅梅児童館	子ども政策課	●		109	板橋第五小あいキッズ	地域教育力推進課		●
49	氷川児童館	子ども政策課	●		110	板橋第六小あいキッズ	地域教育力推進課		●
50	南板橋児童館	子ども政策課	●		111	板橋第八小あいキッズ	地域教育力推進課		●
51	高島平児童館	子ども政策課	●		112	金沢小あいキッズ	地域教育力推進課		●
52	しらさぎ児童館	子ども政策課	●		113	上板橋第二小あいキッズ	地域教育力推進課		●
53	なります児童館	子ども政策課	●		114	常盤台小あいキッズ	地域教育力推進課		●
54	仲宿保育園	保育サービス課	●		115	桜川小あいキッズ	地域教育力推進課		●
55	赤塚保育園	保育サービス課	●		116	赤塚小あいキッズ	地域教育力推進課		●
56	向台保育園	保育サービス課	●		117	赤塚新町小あいキッズ	地域教育力推進課		●
57	みなみ保育園	保育サービス課	●		118	北野小あいキッズ	地域教育力推進課		●
58	ときわ台保育園	保育サービス課	●		119	徳丸小あいキッズ	地域教育力推進課		●
59	蓮根保育園	保育サービス課	●		120	三園小あいキッズ	地域教育力推進課		●
60	東新保育園	保育サービス課	●		121	高島第二小あいキッズ	地域教育力推進課		●
61	若木保育園	保育サービス課	●		122	中央図書館		●	

※ 令和元年度の対象施設である。

### 指定管理者等施設一覧

資料 2

No.	指定管理施設	施設を管理又は所管する所属	委託	指定管理	No.	指定管理施設	施設を管理又は所管する所属	委託	指定管理
1	旧高島第七小学校	政策企画課	●		(62)	南前野児童館	子ども政策課	●	
2	旧板橋第九小学校	政策企画課	●		(63)	紅梅児童館	子ども政策課	●	
(3)	板橋地域センター	地域振興課	●		(64)	水川児童館	子ども政策課	●	
(4)	仲宿地域センター	地域振興課	●		(65)	南板橋児童館	子ども政策課	●	
(5)	富士見地域センター	地域振興課	●		(66)	高島平児童館	子ども政策課	●	
(6)	常盤台地域センター	地域振興課	●		(67)	しらさぎ児童館	子ども政策課	●	
(7)	志村坂上地域センター	地域振興課	●		(68)	なります児童館	子ども政策課	●	
(8)	蓮根地域センター	地域振興課	●		69	こぶし保育園	保育サービス課		●
(9)	舟渡地域センター	地域振興課	●		(70)	にりんそう保育園	保育サービス課	●	
(10)	下赤塚地域センター	地域振興課	●		71	エコポリスセンター	環境政策課		●
(11)	徳丸地域センター	地域振興課	●		72	熱帯環境植物館	環境政策課		●
(12)	下板橋駅前集会所	地域振興課	●		73	リサイクルプラザ(ブラザゾーン)	資源循環推進課		●
(13)	仲宿集会所	地域振興課	●		74	リサイクルプラザ(処理ゾーン)	資源循環推進課	●	
(14)	大和集会所	地域振興課	●		75	区営住宅(常盤台四丁目第2アパート)	住宅政策課		●
(15)	常盤台集会所	地域振興課	●		76	区営住宅(徳丸一丁目アパート)	住宅政策課		●
(16)	小豆沢集会所	地域振興課	●		77	区営住宅(赤塚三丁目アパート)	住宅政策課		●
(17)	蓮根集会所	地域振興課	●		78	区営住宅(徳丸二丁目第2アパート)	住宅政策課		●
(18)	下赤塚駅前集会所	地域振興課	●		79	区営住宅(舟渡二丁目第3アパート)	住宅政策課		●
(19)	徳ヶ丘公園内集会所	地域振興課	●		80	区営住宅(南常盤台二丁目アパート)	住宅政策課		●
20	文化会館	文化・国際交流課		●	81	区営住宅(高島平七丁目アパート)	住宅政策課		●
21	グリーンホール	文化・国際交流課		●	82	区営住宅(舟渡一丁目第2アパート)	住宅政策課		●
22	成増アートギャラリー	文化・国際交流課		●	83	区営住宅(西台三丁目アパート)	住宅政策課		●
23	小豆沢体育館	スポーツ振興課		●	84	区営住宅(前野町三丁目第2アパート)	住宅政策課		●
24	赤塚体育館	スポーツ振興課		●	85	改良住宅(やよい住宅)	住宅政策課		●
25	東板橋体育館	スポーツ振興課		●	86	改良住宅(かみちよう住宅一号館)	住宅政策課		●
26	上板橋体育館	スポーツ振興課		●	87	改良住宅(かみちよう住宅二号館・三号館)	住宅政策課		●
27	高島平温水プール	スポーツ振興課		●	88	榛名林間学園	生涯学習課		●
28	企業活性化センター	産業振興課		●	89	少年自然の家八ヶ岳荘	生涯学習課		●
(29)	西台いこいの家	長寿社会推進課	●		90	教育科学館	生涯学習課		●
(30)	桜川いこいの家	長寿社会推進課	●		91	郷土芸能伝承館	生涯学習課		●
(31)	仲宿いこいの家	長寿社会推進課	●		(92)	中台小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
(32)	清水いこいの家	長寿社会推進課	●		(93)	富士見台小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
(33)	大和いこいの家	長寿社会推進課	●		(94)	志村坂下小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
(34)	赤塚いこいの家	長寿社会推進課	●		(95)	北前野小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
35	仲町ふれあい館	長寿社会推進課		●	(96)	若木小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
36	中台ふれあい館	長寿社会推進課		●	(97)	板橋第一小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
37	徳丸ふれあい館	長寿社会推進課		●	(98)	板橋第四小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
38	志村ふれあい館	長寿社会推進課		●	(99)	板橋第五小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
39	高島平ふれあい館	長寿社会推進課		●	(100)	板橋第六小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
40	シニア学習プラザ	長寿社会推進課		●	(101)	板橋第八小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
41	特別養護老人ホームみどりの苑	介護保険課		●	(102)	金沢小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
42	特別養護老人ホームいずみの苑	介護保険課		●	(103)	上板橋第二小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
43	徳丸高齢者在宅サービスセンター	介護保険課		●	(104)	常盤台小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
44	仲町高齢者在宅サービスセンター	介護保険課		●	(105)	桜川小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
45	成増高齢者在宅サービスセンター	介護保険課		●	(106)	赤塚小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
46	西台高齢者在宅サービスセンター	介護保険課		●	(107)	赤塚新町小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
47	蓮根高齢者在宅サービスセンター	介護保険課		●	(108)	北野小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
48	前野高齢者在宅サービスセンター	介護保険課		●	(109)	徳丸小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
49	障がい者福祉センター	障がい者福祉課		●	(110)	三園小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
50	加賀福祉園	障がい者福祉課		●	(111)	高島第二小あいキッズ	地域教育力推進課	●	
51	小茂根福祉園	障がい者福祉課		●	112	赤塚図書館	中央図書館		●
52	赤塚福祉園	障がい者福祉課		●	113	清水図書館	中央図書館		●
53	徳丸福祉園	障がい者福祉課		●	114	蓮根図書館	中央図書館		●
54	高島平福祉園	障がい者福祉課		●	115	水川図書館	中央図書館		●
55	蓮根福祉園	障がい者福祉課		●	116	高島平図書館	中央図書館		●
56	前野福祉園	障がい者福祉課		●	117	東板橋図書館	中央図書館		●
57	小豆沢福祉園	障がい者福祉課		●	118	小茂根図書館	中央図書館		●
58	三園福祉園	障がい者福祉課		●	119	西台図書館	中央図書館		●
59	母子生活支援施設	子ども政策課		●	120	志村図書館	中央図書館		●
(60)	蓮根児童館	子ども政策課	●		121	成増図書館	中央図書館		●
(61)	東新児童館	子ども政策課	●						

※ 令和元年度の対象施設である。

※ ○付き数字は、実地監査を行った施設である。



# 決算審査

# 平成 30 年度決算審査結果について

## 第 1 審査の対象

- 1 平成 30 年度東京都板橋区一般会計歳入歳出決算書及び証書類
- 2 平成 30 年度東京都板橋区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 3 平成 30 年度東京都板橋区介護保険事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 4 平成 30 年度東京都板橋区後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書及び証書類
- 5 平成 30 年度東京都板橋区奨学資金貸付基金運用状況調書
- 6 平成 30 年度東京都板橋区美術資料収集基金運用状況調書
- 7 附属書類
  - (1) 平成 30 年度東京都板橋区各会計歳入歳出決算事項別明細書及び予算の執行実績
  - (2) 平成 30 年度東京都板橋区各会計実質収支に関する調書
  - (3) 平成 30 年度財産に関する調書

## 第 2 審査の期間

令和元年 7 月 8 日から令和元年 8 月 26 日まで

## 第 3 審査の方法

- 1 各会計歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の規定によって作成されているか否かを確認するとともに、歳入歳出決算の計数を会計管理者所管の関係諸帳簿・証書類と照合審査した。
- 2 経理状況については、関係部課の帳簿・文書等により審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。
- 3 財産については、土地及び建物は台帳により、有価証券、出資による権利、無体財産権、債権、基金及び物品は関係諸帳簿・証書類等により照合審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。

- 4 各基金の運用状況については、審査に付された各基金の運用状況調書に誤りがないか、各基金が設置の目的に従い適正かつ効率的に運用されているかについて、各関係部課の帳簿、台帳及び証書類を照合審査するとともに、関係職員からの説明及び資料の提出を求めて審査の参考とした。また、各基金の経理状況及び保管管理の状況については、会計管理者所管の関係諸帳簿及び証書類並びに各関係部課の帳簿等により照合審査した。

## 第4 審査の結果

### 1 計数審査

各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び予算の執行実績、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金運用状況調書は、法令の様式を備え、表示された計数は正確であり、会計管理者及び関係部課が所管する諸帳簿・証書類と照合審査した結果、いずれも適正なものと認められた。

### 2 財政の状況

平成30年度各会計の決算収支、財政構造及び予算の執行状況については、項を改めて会計別にその概要を述べるが、予算の執行及び財政運営状況はおおむね適正なものと認められた。

## 第5 総括意見

平成31年1月28日に閣議決定された「平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」では、「平成30年度の我が国経済は、緩やかな回復が続いている。輸出はおおむね横ばいとなっているものの、企業収益が過去最高を記録する中で設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善により個人消費の持ち直しが続くなど、経済の好循環は着実に回りつつある。」としている。

また、政府は、令和元年5月及び6月の月例経済報告において、「景気は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している。」とする一方で、「ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」としている。

平成30年度の板橋区の財政状況をみると、歳入では、土地開発公社貸付金返還金収入等の諸収入が41億76百万円、地方消費税交付金が17億5百万円の減額となった一方で、特別区交付金は31億22百万円、繰越金が12億48百万円、特別区税が9億38百万円、繰入金が7億92百万円、特別区債が7億59百万円、都支出金が5億96百万円の増額となった結果、平成29年度に対して0.5%の増となった。

歳出では、学校施設改修や中央図書館改築及び八ヶ岳荘運営経費等により教育費が15億26百万円、各基金への積立てにより諸支出金が13億72百万円の増額となった一方、用地買戻し費用の減等により総務費は4億93百万円の減額となった結果、平成29年度に対して1.0%の増となった。

財政調整基金については、59億28百万円の積立てにより、基金活用方針による平成30年度末の積立て目標である210億円に対して、年度末残高は264億46百万円となっている。

平成30年度板橋区普通会計決算を財政指標で見ると、実質単年度収支は49億57百万円の黒字となり、実質収支比率は、前年度比0.9ポイント減の3.6%で、一般的に望ましいとされる3~5%の範囲内となっている。今後も収支の均衡を継続されることを望む。

経常収支比率は、前年度を1.2ポイント下回り、82.6%となったが、依然として適正水準とされる70~80%の範囲を超えており、財政の硬直化が危惧される状況が続いている。経常収支比率の改善には、経常的な既定事業の見直しや区税収入等の確保など、今後も財政構造の弾力化に向け、取組を継続することが求められる。

公債費負担比率は、分母である一般財源総額が増加し、分子である公債費充当一般財源等が減少した結果、前年度から0.6ポイント減の2.4%となった。引き続き、計画的かつ効果的な起債の活用を図られるよう望む。

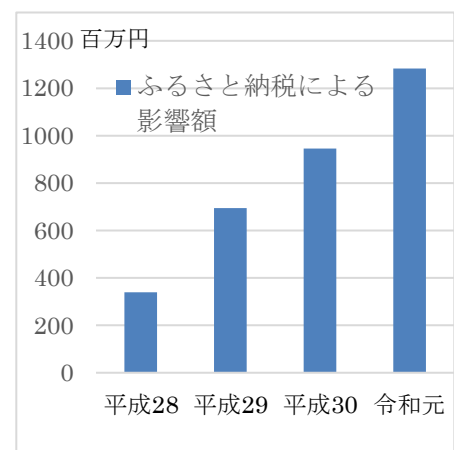
人件費比率は、年度途中退職による職員人件費の減等により、前年度から0.3ポイント減の15.2%となった。今後、会計年度任用職員制度の導入より人件費の増加が見込まれる中、職員定数の適正化に努めることが肝要である。

今後の財政展望について、歳入面では、納税義務者の増加による特別区民税の増収が見込まれる一方、地方法人課税の一部国税化、地方消費税清算基準の見直しの影響による減収が危惧される。また、ふるさと納税による特別区民税への影響額(右表)は、平成28年度3億40百万円、平成29年度6億94百万円、平成30年度9億46百万円、令和元年度12億83百万円と年々増加しており、今後も前年度を上回る減収が続くことが懸念される。

歳出面では、幼児教育・保育の無償化、会計年度任用職員制度の導入、公共施設・社会資本の再構築等に多大な経費負担が見込まれることが懸念される。

こうした状況の中で、区は「板橋区基本計画2025」を踏まえ、「いたばしNo.1実現プラン2021」で掲げた目標を達成するため、計画的かつ効率的な行財政運営を行う必要がある。

平成30年度の各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況については、「第6 決算の概要」、「第7 各基金の運用状況」で詳細に述べるとおりであるが、以下、各会計の決算及び財政運営について概括意見を述べる。



# 健全化判断比率审查

# 平成 30 年度健全化判断比率審査結果について

## 第 1 審査の対象

- 1 平成 30 年度 東京都板橋区健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 平成 30 年度 東京都板橋区健全化判断比率算定様式

## 第 2 審査の期間

令和元年 8 月 5 日から令和元年 8 月 26 日まで

## 第 3 審査の方法

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、区長から提出された上記の健全化判断比率の計算が正確であるか、算定の基礎となる健全化判断比率算定様式に記載された計数等に誤りがないかを主眼に審査を実施した。
- 2 健全化判断比率及び健全化判断比率算定様式の各数値の検証にあたっては、関係部課からの聴取をするとともに、その基となる関係資料の提出を求め、照合審査した。

## 第 4 審査の結果

- 1 健全化判断比率及び健全化判断比率算定様式に記載した数値は、各会計歳入歳出決算書等決算数値、諸資料、諸帳簿と照合審査した結果、適切な算定数値が用いられ、その算出過程は正確であり、誤りのないものと認められた。
- 2 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の各比率は、法に照らし、いずれも適正なものと認められた。

## 第5 総 括

### 1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	板 橋 区		早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	比 率	(算出比率)		
実質赤字比率	—	(△3.62)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	(△5.11)	16.25	30.00
実質公債費比率	△3.8	(△3.8)	25.0	35.0
将来負担比率	—	(△76.6)	350.0	

※1 比率の「—」は、当該比率が生じていないことを示している。

※2 (算出比率)は、既定の数式により算出した参考数値である。

#### (1) 実質赤字比率

平成30年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、法に定める実質赤字比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は11.25%である。

#### (2) 連結実質赤字比率

平成30年度の一般会計等と特別会計を合計した実質収支は黒字であり、法に定める連結実質赤字比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は16.25%である。

#### (3) 実質公債費比率

平成30年度の実質公債費比率は△3.8%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

#### (4) 将来負担比率

平成30年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源が上回り、法に定める将来負担比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は350.0%である。

## 2 意 見

平成30年度における東京都板橋区健全化判断比率の各指標は、いずれも早期健全化基準を下回っており、法に照らし、適正なものと認められる。

今後も、行財政改革を着実に遂行し、より強固で健全な財政基盤を確立することを望む。





# 行政監査

## 令和元年度第1回行政監査結果報告書（概要）

### 第1 監査実施概要

#### 1 監査テーマ（P 1）

生活困窮者自立支援事業について

#### 2 監査テーマ選定の趣旨（P 1）

区は、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階の自立を支援し、生活に困窮する区民が安心して住み続けられるセーフティネットの実現に取り組んでいる。

そこで、令和元年度第1回行政監査では、生活困窮者に対する自立支援事業が効果的に実施されているか、関係機関等との連携は図られているかなどの観点から検証を行った。

#### 3 監査の着眼点（P 1）

- (1) 生活困窮者に対する自立支援事業は、適正かつ効果的に実施されているか。
- (2) 生活困窮者に対する自立支援事業について、関係課や関係機関との連携は図られているか。

#### 4 監査対象及び監査対象課（P 1）

- (1) 監査対象  
生活困窮者自立支援事業
- (2) 監査対象課  
福祉部板橋福祉事務所

#### 5 監査実施期間（P 1）

令和元年5月31日（金）から令和元年12月2日（月）まで

## 第2 監査結果

### 現況と課題 (P3)

- 1 生活困窮者の状況 (P3)
- 2 生活困窮者自立支援制度の概要 (P9)
- 3 生活困窮者自立支援事業の実施体制 (P12)
- 4 法が定める各支援事業 (P17)
- 5 関係課及び関係機関との連携 (P50)

### 検討・改善を求める事項 (P54)

#### 着眼点1 生活困窮者に対する自立支援事業は、適正かつ効果的に実施されているか。

- 1 住居確保給付金の適正な支給について (P26・P27 関係)  
住居確保給付金は、原則1人1回の支給であり、一部の例外を除き、再支給は認められない。  
区は、住居確保給付金の支給をするにあたり、厳正な審査を行ううえからも、支給終了者の履歴情報を適正に管理できるような対策を講じる必要がある。
- 2 生活保護制度との連携について (P30 関係)  
収入を得る等により生活保護が廃止となった者を生活困窮者自立支援制度へつないだ件数は、平成27年度の事業開始から4年間0件である。  
収入を得る等により生活保護が廃止となった者についても、生活困窮者自立支援制度につなぐことが必要である。
- 3 委託事業の履行確認について (P32・P35・P45)  
仕様書で示したとおりに事業が履行されているか、継続的で安定した事業運営がなされているかを確認するためには、利用者の視点で現場の状況を把握する必要がある。  
板橋福祉事務所は、必要に応じて現場に赴き、記録書類の保管状況、支援員等の配置や研修の実施状況等相談支援における体制整備及び事業周知などについて、委託事業者に対する監督・指導を行うことが必要である。

#### 着眼点2 生活困窮者に対する自立支援事業について、関係課や関係機関との連携は図られているか。

- 1 関係部署、関係機関との連携のための「支援会議」の設置について (P52)  
板橋福祉事務所は、地域における生活困窮者に対する早期かつ適切な支援を行う観点から、支援会議の設置について検討する必要がある。
- 2 利用勧奨に係る庁内連携体制の構築について (P53)  
板橋福祉事務所は、板橋区生活困窮者自立支援制度連携会議について、平成27年度に3回開催し、その役割は終了したとしている。利用勧奨に係る庁内連携体制の構築については、板橋福祉事務所が主体となり、区としての責務や委託事業者の権限・役割を明確に示したうえで、継続的に支援のコーディネート及び強化をしていく必要がある。

## **総括意見**（P56）

生活困窮者を原因とする事件・事故が相次ぎ、特にひきこもりの状態にあった者が関わった川崎市や練馬区の事件後、厚生労働大臣は、本人及び家族への支援に向けて、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるため、生活困窮者自立支援相談窓口への訪問を勧めるコメントを発表した。

安全安心のまちづくりを進めるうえでも、生活困窮者自立支援事業の効果に対する期待度が高まっている。

こうした状況を踏まえ、総括意見を述べる。

**第一に、区民に身近な地域で、安心して相談できる窓口を整備することについてである。**

現在の相談窓口は、板橋福祉事務所が委託した事業所の窓口に限定されており、赤塚・志村福祉事務所管内の区民が利用しにくいものとなっている。

区は、出張相談窓口の増設や新規開設、ICT技術の活用によるテレビ相談など、様々な方法を検討しながら相談体制の充実に努めることが必要である。

**第二に、生活困窮者自立支援事業に係る庁内ネットワークの構築についてである。**

生活困窮は様々なことが起因して発生しており、互いに輻輳していることから、根本的な解決が困難となっている。

相談の充実や効果的な取組を進めるためには、福祉、保健、子ども政策、教育など関係部署とのネットワークの構築が不可欠である。福祉事務所はその中心となり、積極的な役割を果たさなければならない。

生活困窮者の自立支援制度を活用し、区民の様々な悩みや苦しみを受け止め、解決に取り組むためには、委託業者に任せきりにせず、区が今以上に積極的に関わりながら取り組むことが必要である。繁忙を極めている福祉事務所の体制の強化も大きな課題である。

# 令和元年度第2回行政監査結果報告書（概要）

## 第1 監査実施概要

### 1 監査テーマ（P 1）

商店街振興事業について

### 2 監査テーマ選定の趣旨（P 1）

区は、区民が安心・安全で心豊かに暮らせる「東京で一番住みたくなるまち」の実現に向け、魅力的で個性ある商店街づくりを支援し、地域コミュニティの担い手としての商店街機能の強化に取り組んでいる。

そこで、令和元年度第2回行政監査では、商店街振興に関連する事業について、計画的、経済的及び効果的に行われているかなどの観点から検証を行った。

### 3 監査の着眼点（P 1）

- （1）商店街振興に関連する事業は、計画的、経済的及び効果的に行われているか。
- （2）商店街振興に関連する事業は、関係課・関係機関との連携が図られているか。

### 4 監査対象及び監査対象課（P 1）

- （1）監査対象  
商店街振興に関連する事業
- （2）監査対象課  
産業経済部 産業振興課

### 5 監査実施期間（P 1）

令和元年6月28日（金）から令和元年12月26日（木）まで

## 第2 監査結果

### 現況と課題 (P 3)

- 1 区内商店街の概況 (P 3)
- 2 区の商店街振興施策 (P 12)
- 3 にぎわいのあるまちづくり事業 (P 19)
- 4 空き店舗ルネッサンス事業 (P 28)
- 5 環境配慮型商店街支援 (P 33)
- 6 いたばし健康づくりプロジェクト (P 36)
- 7 板橋区個店サポート創造会議 (P 39)
- 8 商店街振興関連団体への支援 (P 41)

### 検討・改善を求める事項 (P 52)

着眼点1 商店街振興に関連する事業は、計画的、経済的及び効果的に行われているか。

- 1 商店街のデータの一元管理について (P 21)  
産業振興課は、補助金交付状況や設備設置状況などについて、商店街ごとにデータを蓄積したうえで、カルテとして整理し、一元管理する必要がある。
- 2 評価のための指標の設定について (P 23・P 32・P 45・P 48・P 51)  
産業振興課は、商店街振興やにぎわい創出の目安となる集客や売り上げなどの測定が困難であるとの理由から、補助事業数を指標として事業の効果の検証を行っているが、補助金の額は高額であり、かつ有効性の観点からも、客観的な基準や基礎データに基づいた評価のための指標の設定が必要である。
- 3 補助事業の内容の見直し及び効果の向上について (P 24・P 45)  
補助事業の内容を見ると、毎年大きな変化がなく、同じ商店街が繰り返し補助金を使っている実態が見受けられるため、補助対象事業については、定期的に内容を見直し、必要性を確認するとともに効果の向上を促す必要がある。

着眼点2 商店街振興に関連する事業は、関係課・関係機関との連携が図られているか。

- 1 観光施策との連携について (P 22)  
近年では、インバウンドへの対応を含め、テレビ、雑誌、SNSなどの多様な媒体を活用したプロモーションが推進されており、今後は観光施策との連携を深めていくことが重要である。

## 総括意見（P53）

### ○ 区内商店街に関するデータベースを整備することについて

今回の監査の中で、区内商業や商店街の状況に関するデータが不足していることが判明した。

商店街ごとの補助金の活用履歴や効果に関する資料も未整備であるため、年度ごとに業績や効果を比較検証することができなかった。

産業振興課は、区内商業や商店街に関するデータベースの整備や基礎資料の作成に早急に取り組むとともに、データを生かした施策を展開する必要がある。

### ○ 補助金を活用した事業に関する成果を検証することについて

区の商業振興施策は、商店街や連合会に対する補助金交付事務が中心となっており、毎年度同様の予算規模及び事業内容となっている。

産業振興課は、補助対象事業の実績等について効果の検証を行い、次年度以降の助成事業の一層の充実を図る必要がある。

また、既に述べたように、町田市や杉並区における補助金の不正請求に係る事件は、今後の商店街に対する補助金交付のあり方について課題提起がなされた。

区においては、関係者のコンプライアンスを徹底するとともに、補助金交付事務の公正性・透明性を確保し、なお一層の商業活性化、商店街の指導育成に努めることが重要である。

最後に、今後区内商業や商店街の一層の活況のためには、区内外からの訪問客を呼び込む施策の展開が必要である。

さらには、区内において計画されている市街地再開発事業等では、計画区域内あるいは隣接して商店街があることから、まちづくり事業との関連についても留意する必要がある。

関連する他の施策とも互いに連携・協力しながら、商店街振興施策のさらなる充実に取り組むことを望む。





# 例月出納検査

# 令和元年度例月出納検査結果報告書

1 検査月日	平成31年4月26日(金)	(平成31年3月分)
	令和元年5月31日(金)	(平成31年4月分)
	令和元年6月28日(金)	(令和元年5月分)
	令和元年7月31日(水)	(令和元年6月分)
	令和元年8月26日(月)	(令和元年7月分)
	令和元年9月24日(火)	(令和元年8月分)
	令和元年10月28日(月)	(令和元年9月分)
	令和元年11月27日(水)	(令和元年10月分)
	令和元年12月26日(木)	(令和元年11月分)
	令和2年1月31日(金)	(令和元年12月分)
	令和2年2月21日(金)	(令和2年1月分)
	令和2年3月30日(月)	(令和2年2月分)

2 検査対象課  
会計管理室

3 検査対象  
会計管理者所管の区一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、東武東上線連続立体化事業特別会計（平成31年4月分から）、歳入歳出外現金及び基金の金銭出納状況

4 検査結果  
検査資料と関係諸帳簿、証拠書類により計数審査を行い、各月末日における金融機関提出の預金残高証明書を照合した結果、各会計、歳入歳出外現金及び基金とも計数上の誤りのないことを確認した。